

## 訪問リハビリテーションサービス内容説明書

(令和6年6月1日現在)

### (1) 利用可能な方

介護保険の認定で要支援1・2及び要介護1～5の方。

かかりつけ医師（主治医）が当院以外の医師の場合『診療情報提供書』が必要となります。診療情報提供書を確認し当院の医師が診察を行い、『訪問リハビリ指示書』を発行します。

### (2) サービス内容

通院等が困難な方のご家庭に、理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づきご自宅へ訪問し、機能回復や維持のための日常生活に直結した訓練を実施いたします。（利用上限：1週間あたり20分/回、6回以内）

### (3) ご利用の際必要なもの

診療情報提供書、健康保険証、介護保険証、健康手帳（保険証等はコピーさせて頂きます。）

### (4) サービス利用までの手順

①介護認定を受けていることをご確認下さい。

②訪問リハビリテーションサービス利用のご相談

・ご利用者様とケアマネジャーで訪問リハビリテーション利用の話し合いをします。

③主治医・訪問リハビリテーションサービス担当者への依頼

・ケアマネジャーは、ご利用者様の主治医と当院の訪問リハビリテーション担当者に利用の依頼を行います。

・ケアマネジャーは、主治医に診療情報提供書の依頼を初回のみ行います（2回目以降は当事業所が行います）。

・訪問リハビリテーション介入可能な時間の調整等を行います。

④ご利用者の生活状況の確認、契約

・ケアマネジャーと当院の訪問リハビリテーション担当者が、身体機能や生活状況を把握するためにご利用者のお宅へ伺います。

・当院訪問リハビリテーション担当者より訪問リハビリテーションサービスの内容や日程の説明などを行い、サービスの契約を行います。

⑤訪問リハビリ指示書の作成

・主治医が当院以外の医師の場合、花の丘病院の医師が診察を行い、訪問リハビリの指示を出します。

⑥訪問リハビリテーションサービスの開始

### (5) 営業日及び営業時間

営業日：月曜日～土曜日 ※年末年始（1月1日から1月3日）は変更あり。

営業時間：8時30分～17時30分 サービス提供時間：9時00分～17時00分

（上記時間以外でもご希望の場合はご相談ください。）

※事業所のやむをえない都合や担当者の病気等による正当な理由により、サービスの提供曜日を振り替えるか、休業させていただくことがありますが事前に了解を得るようにいたします。

## (6) 利用料金 介護保険適用分（負担割合1割の場合）

### ①要介護認定1～5の方

基本料金	訪問リハビリテーション費 (1回：20分)	308円/回
加算	サービス提供体制強化加算 (1回：20分) (I)：6円/回 (II)：3円/回	
	移行支援加算	17円/日
	短期集中リハビリテーション実施加算 病院・診療所、又は介護保険施設からの退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から3ヶ月以内 ※1週につき概ね2日以上、1日当たり20分以上実施した場合	200円/日
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 病院・診療所、又は介護保険施設からの退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から3ヶ月以内 ※1週につき概ね2日以上、1日当たり20分以上実施した場合	240円/日
	リハビリテーションマネジメント加算 利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として実施 利用者の状態や生活環境等を踏まえ、多職種協働による訪問リハビリテーション計画の作成、当該計画に基づく状態や生活環境等を踏まえた適切なリハビリテーションの提供、当該提供内容の評価とその結果を踏まえた当該計画の見直しを通じて、継続的にリハビリテーションの質の管理を行う ※加算については、医学的管理の必要性の有無により判断	イ:180円/月 ロ:213円/月
	事業所医師がリハビリ計画について説明を行い、同意を得た場合	270円/月
	退院時共同指導加算	600円
減算	利用者の住居と同一建物に所在する事業所に対する減算	基本料金10%

### ②要支援1・2の方

基本料金	介護予防訪問リハビリテーション費 (1回：20分) 利用を開始した日の属する月から12ヶ月以内	298円/回
	介護予防訪問リハビリテーション費 (1回：20分) 利用を開始した日の属する月から12ヶ月を超える場合 ※3ヶ月に1回以上、リハビリテーション会議を開催した場合は対象外	268円/日
加算	短期集中リハビリテーション実施加算 病院・診療所、又は介護保険施設からの退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から3ヶ月以内 ※1週につき概ね2日以上、1日当たり20分以上実施した場合	200円/日
	サービス提供体制強化加算 (1回：20分) (I)：6円/回 (II)：3円/回	
	退院時共同指導加算	600円
減算	利用者の居住と同一建物に所在する事業所に対する減算	基本料金10%

その他の費用：サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様の負担となります。

## (7) 利用料のお支払いについて

サービス利用料は毎月月末に締切り、利用月の請求書を翌月15日までに発行し、郵送又は手渡しにてお渡しいたしますので、下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 口座引き落とし ② 指定口座への銀行振り込み

※原則として、口座引き落としにてお支払いをお願いします。

上記支払いにて難しい場合は、ご相談ください。